

行政改革計画

1 計画の目指す方向（改革の視点・基本的方向）

（1）計画期間等

- ・計画期間は、平成25年度から28年度までの4年間とします。
- ・進捗管理を的確に実施し、2年後を目途に取組状況の中間とりまとめを行います。

（2）改革の視点・基本的方向

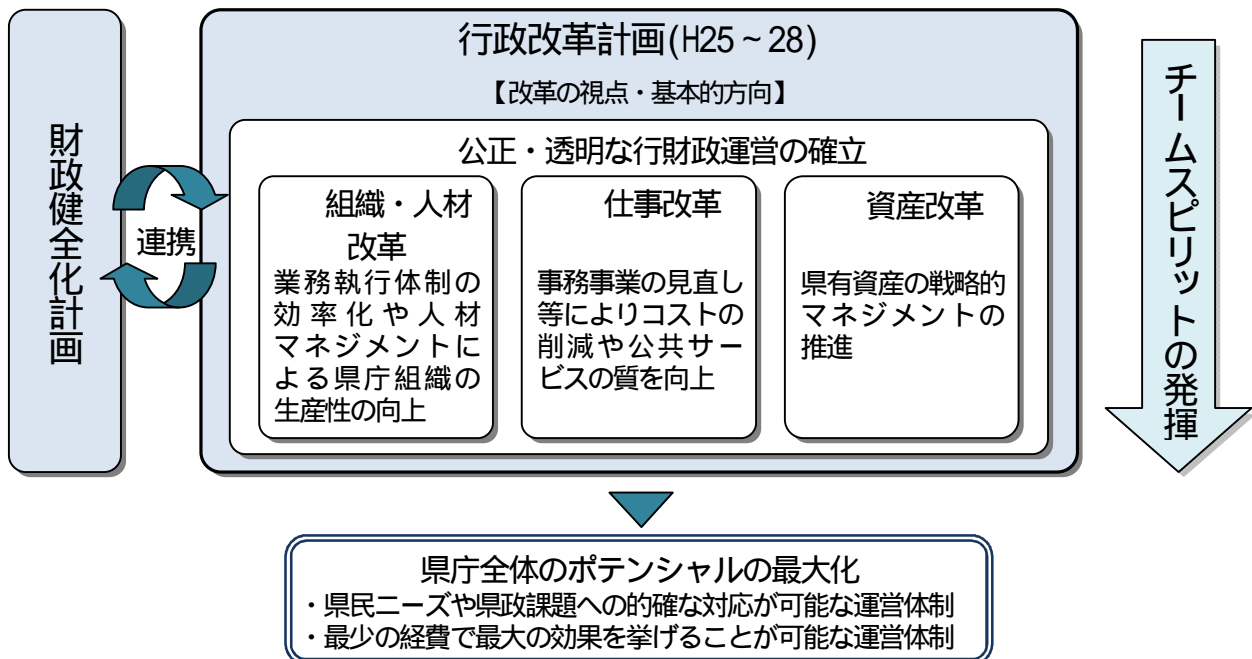
県庁全体のポテンシャルの最大化に向けて

前計画（平成22～24年度）を基本としながら、県政上の課題や前計画の取組状況を踏まえ、改革の視点・基本的方向について整理・重点化を行います。

具体的には、「公正・透明な行財政運営の確立」を計画全体の基本とし、業務執行体制の効率化や人材マネジメントにより県庁組織の生産性の向上に取り組む「組織・人材改革」、事務事業の見直し等によりコストの削減や公共サービスの質の向上に取り組む「仕事改革」及び県有資産の戦略的マネジメントの推進に取り組む「資産改革」の3つを計画の柱に据えることとし、これらの4つを本計画における改革の視点・基本的方向として位置付け、具体的な取組みを検討・推進します。

計画の実行に当たっては、財政健全化計画と連携するとともに、チームスピリットを發揮し、市町村・民間と連携しながら、県職員一人一人が自覚を持ち一丸となって取り組むことにより、県庁全体のポテンシャルを最大化し、県民ニーズや県政課題への的確な対応や、最少の経費で最大の効果を上げることが可能な県政運営体制の構築を目指します。

行政改革計画における4つの「改革の視点・基本的方向」



(3) 計画の体系

